## (3) 造園施工管理に関する実務経験とは認められない工事等

実務経験証明書に下表の工事・業務等が記載されている場合は、実務経験としては認められません。

工事種別	工 事 内 容
土木一式工事又は 建築一式工事等の工事	※植栽工等の造園工事に係る内容は除く
道路工事	法面保護工(コンクリートやモルタル吹付工、法枠工、厚層基材吹付工、種子吹付工)、 道路の維持工事(※植栽地等の維持等、造園工事に係る内容は除く)
河川工事及び砂防工事	堤防張芝工事、樹木伐採工事、砂防植栽工事、河川維持工事 (※植栽地等の維持等、造園工事に係る内容は除く)
林業工事	植林工事、造林工事、間伐工事、治山工事、林道工事
建築工事	便所・運動施設等の建築工事
外構工事	ビル・マンション・個人住宅等の擁壁・フェンス・門扉・駐車場等の 構造物が中心の工事

## (4) 造園施工管理に関する実務経験として認められない業務・作業等

※造園工事の施工に直接的に関わらない次のような業務などは、実務経験としては認められません。

- ①工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ②測量、調査(点検含む)、設計(積算を含む)等の業務 ※ただし、施工中の工事測量は認める
- ③現場事務、営業等の事務
- ①官公庁における行政及び行政指導
- ⑤研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育及び指導等の業務
- ⑥アルバイトによる作業員としての経験
- ⑦工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
- ⑧入社後の研修期間 (工事現場の施工管理になりません)

※上記業務以外でも、造園施工管理の実務経験とは認められない業務・作業等は、受検できません。